

別表第1（第3条関係）

◆コンクリートブロック塀（コンクリートブロック造の塀及び門柱）

判定区分		判定基準	申請者判定	審査判定
1	塀の高さ	塀の高さ2.2m以下である		
2	壁の厚さ	壁の厚さは、15cm（高さ2m以下の塀であれば10cm）以上である。		
3	鉄筋の有無	壁丁及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が配置されている		
4	鉄筋の有無	壁内には、9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置されている		
5	控壁（塀高さ1.2m以下は判定不要）	長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けている		
6	鉄筋の定着	壁頂、基礎、壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着している（ただし縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる）		
7	基礎（塀高さ1.2m以下は判定不要）	基礎の丈は、35cm以上とし、根入れの深さは30cm以上である		
8	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化がない		

※基準を満たしていない場合は「×」とする。

判定が「×」の場合は、状況が確認できる写真等を添付すること。